

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改 正 後	改 正 前
(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号 改正 令和6年5月13日付け6水管第390号 改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。 第1～第4（略） 第5 配分量の融通の基本的考え方	(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号 改正 令和6年5月13日付け6水管第390号 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。 第1～第4（略） 第5 配分量の融通の基本的考え方

1 配分量の融通の趣旨

(1)、(2) (略)

(3) WC P F Cで合意された措置に基づく係数 (1.47) による不等量交換は、水産庁資源管理部漁獲監理官が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われるくろまぐろ (小型魚) からくろまぐろ (大型魚) への不等量交換のみとする。

2 (略)

第6 (略)

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

(1) 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(2) 第5の1(3)の規定に基づく大臣管理区分の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前及び繰越分に係る追加配分の前に、大臣管理団体に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。

(3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

(4) (3)の回答に基づく不当量交換は、令和6年のWC P F C 年次会合において、交換

1 配分量の融通の趣旨

(1)、(2) (略)

(3) 令和5年のWC P F C 年次会合で合意された措置に基づく係数による令和6管理年度の不等量交換は、水産庁資源管理部漁獲監理官が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われるくろまぐろ (小型魚) からくろまぐろ (大型魚) への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ (大型魚) の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ (小型魚) の数量に一定の係数 (大臣管理区分は1.2、都道府県は1.4) を乗じた数量とする。なお、WC P F C 年次会合で合意された措置に基づく係数から上記の一定の係数を減じた係数を不等量交換を行おうとするくろまぐろ (小型魚) の数量に乗じて計算されるくろまぐろ (大型魚) の数量については、国の留保枠へ繰り入れることとする。

2 (略)

第6 (略)

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

(1) 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(2) 第5の1(3)の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、繰越分に係る追加配分の前に、大臣管理団体に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。

(3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

(新設)

上限が撤廃された場合に限り行うものとする。

2（略）

第8～第10（略）

別記様式第1号～第20号（略）

別記様式第21号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う
漁獲可能量の変更に係る要望調査に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不
等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査について、下記のとおり提出し
ます。

記

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能
量の変更に係る要望

種類	漁獲可能量	類型
----	-------	----

2（略）

第8～第10（略）

別記様式第1号～第20号（略）

別記様式第21号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う
漁獲可能量の変更に係る要望調査に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不
等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査について、下記のとおり提出し
ます。

記

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能
量の変更に係る要望

種類	漁獲可能量	類型
----	-------	----

	変更前	変更量	変更後			変更前	変更量	変更後	
小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換	小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換
大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換	大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換
※くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）に不等量交換する際の係数は、 <u>1.47 倍</u> とする。また、係数を乗じた後の数量については、小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以下は切り捨てた数量とする。					※くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）に不等量交換する際の係数は、 <u>大臣管理区分は 1.2 倍、都道府県は 1.4 倍</u> とする。また、係数を乗じた後の数量については、小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以下は切り捨てた数量とする。				

附 則

この実施要領は、令和 6 年 11 月 27 日から施行する。